エ　在家構成員の氏名及び住所の不報告

被請求団体は、２月報告書において、在家構成員につき、「⑶　人格のない社団Alephの出家会員・在家会員の氏名及び住所（居所）」との記載の下に、「②在家会員関係」などと題して、在家構成員の「氏名」、「ﾌﾘｶﾞﾅ」及び「住所」欄を設けた一覧表の形式で記載しているが、「あくまでも「在家」に過ぎない会員の一部については、白抜きの扱いとする。」などと記載した上で、当該記載の直下に、前記各欄を空欄にした表（150行分（150人分））を記載していることが認められる。

また、被請求団体は、５月報告書においては、在家構成員につき、全く記載せず、その理由として、公安調査庁に対し提出した令和８年５月14日付け「報告書の一部提出遅延について」と題する書面において、「信仰不告白の自由を含む信教の自由については、その重要性に思いを致し、宗教団体には法律上の厳しい守秘義務（刑法134条２項）が課せられていることも踏まえ、現在、在家会員に対して、公安調査庁長官あてに自身の氏名と住所を当団体から報告されることに対して、憲法上保障されている「信仰不告白の自由」に基づいて同意するか否かの意思確認をしているところであり、それがまだ完了しておりません。」と説明する。しかし、被請求団体は、５月報告書に引き続き、８月報告書においても、５月報告書と同様に、在家構成員について不記載としているところ、その理由としては、公安調査庁に対し提出した同年８月16日付け「報告書の一部提出遅延について」と題する書面において、同年５月14日付け「報告書の一部提出遅延について」と題する書面と同一の理由を述べるのみであり、被請求団体が主張する上記のような経緯を直ちには信用することはできない。また、仮に被請求団体が主張する上記のような経緯があったとしても、第８回期間更新決定による要報告事項についての報告義務は憲法上の権利を踏まえてなお課されたものであり、公安調査庁に対し在家構成員の氏名及び住所を報告しないことが許容されるとは考えられない。

したがって、被請求団体は、報告すべき在家構成員について、その氏名及び住所を報告しなかったと認められる。

⑶　被請求団体の出家構成員の位階（法第５条第３項第６号）の不報告

ア　当委員会は、第８回期間更新決定において、法第５条第３項第６号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、本件観察処分対象団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階を要報告事項とした。

イ　被請求団体は、出家信徒、すなわち出家構成員の位階を本件各報告書に記載していない。

しかし、①令和元年11月14日付け第80回「報告書」（以下「第80回報告書」という。）まで出家構成員の位階が記載されていたが、その後、位階制度が廃止されたことはうかがわれないこと、②令和８年２月から同年７月までの間に実施された、被請求団体が活動の用に供する各施設に対する立入検査において、「師」という位階が記載された物件が多数確認されていることなどからすれば、本件報告対象期間においても、被請求団体が引き続き位階制度を設けており、出家構成員が位階を有していたと認められる。

ウ　したがって、被請求団体は、報告すべき出家構成員（出家信徒）の位階を報告しなかったと認められる。

⑷　被請求団体の活動の用に供されている土地又は建物の所在、地積（規模）及び用途（法第５条第３項第２号及び第３号）の不報告

ア　新越谷施設の不報告

被請求団体は、新越谷施設について、その土地及び建物の所在、地積（規模）及び用途を本件各報告書に記載していないが、以下のとおり、新越谷施設は被請求団体の活動の用に供されていると認められる。

すなわち、①いずれも被請求団体の役職員である松本の妻及び松本の二男が、それぞれ、平成25年５月、平成26年１月から、いずれも新越谷施設を住民票上の住所地とし、公安調査庁が新越谷施設への立入検査を試みた令和７年４月までの間に、継続的に同所に滞在していること、②松本の二男が、前記⑵アのとおり、平成26年頃から令和７年４月までの間に、新越谷施設を拠点として、相応の頻度で、被請求団体の幹部構成員等との間で、オンラインの方法により、被請求団体の運営に関する会合を開催し、前記⑵イのとおり、松本の妻もこれに参加していること、③松本の二男が、前記⑵アのとおり、平成26年頃から令和７年４月までの間に、新越谷施設を拠点に、「転生祭」なる儀式を執り行っていること、④以上のように、新越谷施設内においては、被請求団体に関連する活動が行われており、これを裏付けるように、令和７年４月、新越谷施設において松本の写真や被請求団体の修行に用いる教材等が確認されていること、⑤公安調査庁が立入検査を試みた令和７年４月以降、松本の妻及び松本の二男は、新越谷施設を離れているものの、新越谷施設を住民票上の住所地とし続け、両名とも、裁判所に対し書面を提出する際、新越谷施設を住所地としていることに加え、松本の妻は、新越谷施設付近の駐車場を賃借し続けていることといった事実関係に照らせば、新越谷施設は、令和７年４月まで、実際に松本の二男及び松本の妻が被請求団体の活動を行う場所として用いられ、現時点においても、両名が被請求団体の活動を行うことが可能な施設として維持されているといえるから、被請求団体の活動の用に供されている土地及び建物に当たると認められる。

したがって、被請求団体は、報告すべき新越谷施設の所在、地積（規模）及び用途を報告しなかったと認められる。

イ　通称「水口施設」の不報告

被請求団体は、滋賀県甲賀市水口町所在の通称「水口施設」（以下「水口施設」という。）について、その土地及び建物の所在、地積（規模）及び用途を本件各報告書に記載していないが、以下のとおり、水口施設は被請求団体の活動の用に供されていると認められる。

すなわち、①水口施設は、その土地及び建物につき、被請求団体の出家構成員が所有名義人となっているが、後記⑸イ㋐のとおり、被請求団体においては、いわゆる「不所有の戒律」によって、出家構成員による資産所有は認められておらず、その全てを被請求団体に布施することとされていること、②被請求団体が出家構成員を施設に集団居住させながら修行を行わせていること、③令和７年２月16日付け第101回「報告書」（なお、被請求団体は「第16回報告書」と表記）に記載された出家構成員の一覧の中に、水口施設の所在地を住所とする出家構成員３名が記載されており、令和８年６月の時点においても、前記出家構成員３名の住民票上の住所地が水口施設の所在地となっていること、④令和６年10月に実施された水口施設に対する立入検査において、松本の写真、仏画、法具及び生活用品などが確認されていることなどの事実関係に照らせば、水口施設は、出家構成員の修行の場として用いられているといえる。よって、水口施設は、被請求団体の意思決定に基づいてその活動を行う場所として用いられているといえるから、被請求団体の活動の用に供されている土地及び建物に当たると認められる。

したがって、被請求団体は、報告すべき水口施設の所在、地積（規模）及び用途を報告しなかったと認められる。